

医療法人等の所得金額計算書

事業年度	法人名
年 月 日から	
年 月 日まで	

総所得金額	①	円
土地等及び有価証券の譲渡所得	②	
その他の事業（医療保健業以外の事業）の所得金額	③	
課税標準の算定の基礎となる所得金額（①－②－③）	④	
所得金額の計算の基礎とする収入金額	社会保険医療分の収入金額（アの金額）	⑤
	医療保健業の総収入金額（ウの金額）	⑥
社会保険医療分の所得金額（④× $\frac{⑤}{⑥}$ ）	⑦	
当期分の課税所得金額（①－⑦）	⑧	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額	⑨	
課税標準となる所得金額（⑧－⑨）	⑩	

社会保険医療分の収入金額	健康保険法	円	労働者災害補償保険法	⑪	円
	国民健康保険法		介護保険法（付表Fの額を転記）	⑫	
	高齢者の医療の確保に関する法律		自費診療収入	⑬	
	船員保険法		自動車損害賠償責任保険等収入	⑭	
	国家公務員共済組合法		健康診断・予防注射等受託医療収入	⑮	
	防衛省の職員の給与等に関する法律		⑪～⑮以外の医療収入	⑯	
	地方公務員等共済組合法		入院料・ベッド代差額収入	⑰	
	私立学校教職員共済法		患者・付添人食事代収入	⑱	
	戦傷病者特別援護法		健康診断等証明収入	⑲	
	母子保健法		生産品等販売収入	⑳	
	児童福祉法		受託技工・検査料等収入	㉑	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律		嘱託収入	㉒	
	生活保護法		利子等及び配当等収入	㉓	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律		電話・電気・ガス・寝具等使用料収入	㉔	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		不用品売却収入	㉕	
	麻薬及び向精神薬取締法		包括的支援事業委託料収入	㉖	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		その他の付随収入・付帯事業収入	㉗	
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律			㉘	
	介護保険法（付表Cの額を転記）				
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				
難病の患者に対する医療等に関する法律					
査定損益金額					
計	ア		計	イ	
			医療保健業の総収入金額（ア＋イ）	ウ	

上含 記め のな りい 入 入 額 金 に 額	従業員の社宅、寮等の使用料及び食事代収入	円
	公共団体等からの補助金及び奨励金	
	国税及び地方税の還付金、充当金及び過誤納金（還付加算金を除く。）	
	償却資産の売却収入（取得価額を超えない部分に限る。）等の経費の戻入として認められる収入金額	
	各種引当金及び準備金の戻入額（繰戻額）	
	購入棚卸資産に係る仕入割戻の額	
計		

介護保険法の規定に基づくサービスの種類別収入金額内訳書

(医療法人等の所得金額計算書 付表)

※介護給付費を請求する事業所ごとに記載してください。
 ※該当するサービス欄の 部分に金額を記載してください。

法人名		事業年度			
事業所名					
サービスの種類		社会保険医療分の収入金額		その他の収入金額	
		保険者負担金額	利用者負担金額	保険者負担金額	利用者負担金額
居宅サービス・介護予防サービス	①訪問介護（ホームヘルプ）			円	円
	②訪問入浴介護・介護予防入浴介護			円	円
	③訪問看護・介護予防訪問看護	円	円		
	④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	円	円		
	⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	円	円		
	⑥通所介護（デイサービス）			円	円
	⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	円	円		
	⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護			円	円
	⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	円	円		
	⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護			円	円
	⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与			円	円
施設サービス	①介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）			円	円
	②介護保健施設サービス（老人保健施設）	円	円		
	③指定介護療養施設サービス（療養病床等）	円	円		
	④介護医療院サービス	円	円		
居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメント）				円	円
地域密着型（介護予防）サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護			円	円
	②夜間対応型訪問介護			円	円
	③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護			円	円
	④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護			円	円
	⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護			円	円
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護			円	円
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			円	円
	⑧看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）			円	円
	⑨地域密着型通所介護 他			(注4) 円	(注4) 円
居宅介護サービス費に係る支給限度額を超える額					(注2) 円
食費・居住費・滞在費（特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費を含む。）				(注3) 円	円
合計		A	B	D	E
		C = A + B		F = D + E	

(注1)

(注1) Cの額（社会保険医療分の収入金額の合計）を医療法人等の所得金額計算書（様式第3号又は第3号の2）の中段左部分「介護保険法」欄に、Fの額（その他の収入金額の合計）を同計算書の中段右部分「介護保険法⑫」欄に転記してください。

(注2) 居宅介護サービス費に係る支給限度額を超える額は、各サービス欄ではなくこの欄に記載してください。

(注3) 利用者の負担軽減のために介護保険から支給される特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費はこの欄に記載してください。

(注4) 「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る各種サービス収入は、「⑨地域密着型通所介護他」欄にまとめて記載しても構いません。

(注5) 包括的支援事業に係る運営委託料収入は、医療法人等の所得金額計算書の中段右部分「包括的支援事業委託料収入」（様式第3号⑫又は様式第3号の2⑫欄）に記載してください。

介護保険法収入金額内訳書の誤りやすい事例

- 1 消費税で非課税取引に該当する介護保険サービスの提供であっても、法人事業税では、「社会保険医療分の収入」ではなく「その他の収入」になるサービスがあります。

消費税の非課税取引と「社会保険医療分の収入」の金額は一致しませんので、ご注意ください。

提供するサービスの種類ごとに、当内訳書の該当欄に金額を記載していただきますと、「社会保険医療分の収入金額」と「その他の収入金額」が計算できます。

- 2-1 介護老人保健施設の食費・居住費は、「その他の収入」です。

サービス費と食費等を合算して「社会保険医療分の収入」にしている誤りが見受けられますので、ご注意ください。

当内訳書	施設サービス②介護老人保健施設の	<u>食費・居住費</u>
	施設サービス③介護療養病床の	<u>食費・居住費</u>
	施設サービス④介護医療院の	<u>食費・居住費</u>
	居宅サービス⑦通所リハビリテーションの	<u>食費</u>
	居宅サービス⑨短期入所療養介護の	<u>食費・滞在費</u>

は、「サービスの種類」の最下段「食費・居住費・滞在費(特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費を含む。)」の欄に記載してください。

- 2-2 特定入所者介護サービス費は、食費・居住費の利用者負担軽減のために介護保険から支給されるものなので、「社会保険医療分の収入」ではなく「その他の収入」になります。

- 3 国保連合会から振込まれる介護給付費等の振込金額のうち、主治医意見書作成料や認定調査委託料は、当内訳書の記載金額に含めないでください。

主治医意見書作成料・認定調査委託料は、様式第3号の2 医療法人等の所得金額計算書の「その他の収入金額」⑳欄以下の空欄に、項目名と金額を記載してください。